

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1節 本計画の目的と位置づけ

1 本計画の目的

本計画は、一般廃棄物について、長期的・総合的視点に立ち、計画的な処理の推進を図るための基本方針となるものです。

2 本計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

本計画は、一般廃棄物処理の長期的計画を策定するものであり、郡山市における一般廃棄物処理のマスタープランといえます。従って、上位計画との整合性が必要とされ、本計画の位置づけについて明らかにする必要があります。

図1-1-1に、本計画と上位計画及び関連計画との関係を示します。

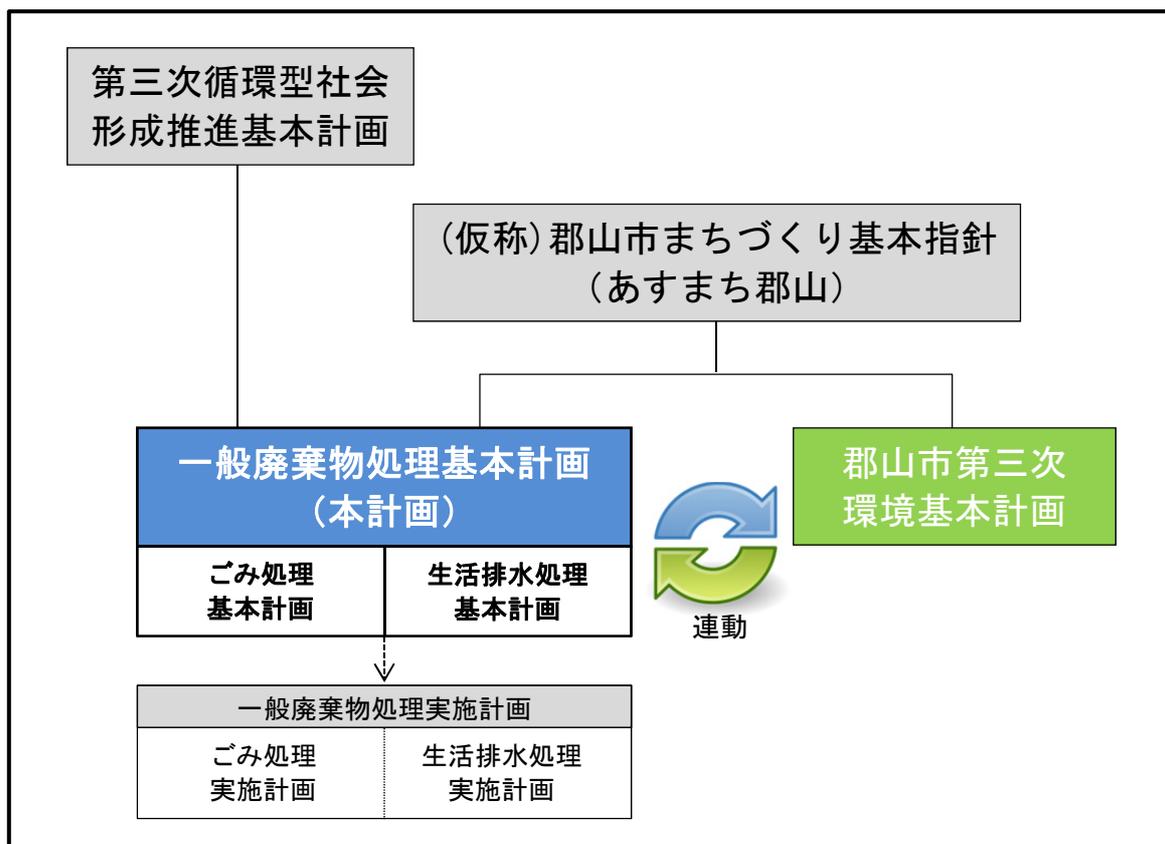


図1-1-1 本計画と上位計画及び関連計画

2016年9月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」において、一般廃棄物処理計画は図1-1-2に示すとおり、一般廃棄物処理の主要な柱となる長期計画である「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画に基づき年度毎に定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成されるものと記されています。また、基本計画と実施計画はそれぞれ、ごみに関する部分及び生活排水に関する部分から構成されています。

本計画は、ごみに関する基本計画である「ごみ処理基本計画」と生活排水の処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの基本計画で構成されており、郡山市が長期的・総合的視点に立って、ごみ処理及び生活排水処理を将来にわたり適正かつ計画的に行うため、一般廃棄物（ごみ、し尿等）の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る全てを包含するものです。

また、基本計画は10～15年の長期計画とし、概ね5年毎に改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切であるとされています。

一般廃棄物処理計画			
一般廃棄物処理基本計画 (10～15年の長期計画)		一般廃棄物処理実施計画 (各年度計画)	
ごみ処理基本計画	生活排水処理 基本計画	ごみ処理実施計画	生活排水処理 実施計画
長期的視点に立った市町村の一般廃棄物の基本方針となる計画で、10～15年の長期とし、概ね5年毎に改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行う。		基本計画に基づき年度毎に、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画である。	

図1-1-2 一般廃棄物処理基本計画の構成

第2節 計画対象区域

本計画の計画区域は、郡山市全域とします。

第3節 計画目標年度

2018年度を計画初年度とし、2027年度を目標年度とした10ヶ年計画とします。

第4節 計画区域内人口

計画目標年度における計画区域内人口は、318,331人とします。